

令和 7 年第 3 回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和 7 年 9 月 1 6 日

行政報告

報告第 1 0 号 専決処分の報告について（損害賠償）

報告第10号

専決処分の報告について（損害賠償）

除草作業中の飛び石が原因で発生した車両損傷事故につき和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月16日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和7年7月23日午前11時頃、瑞穂市別府地内にて職員が肩掛け草刈機で除草していた際に小石が跳ね、瑞穂市別府 [REDACTED] の住宅の駐車場に駐車していた車両の後方左側の窓ガラスに当り破損した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したもの。

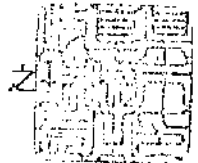
専決第5号

専 決 処 分 書

令和7年7月23日の除草作業による飛び石が原因で発生した車両損傷事故につき和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年9月5日

瑞穂市長 森 和



1 相手方

岐阜県瑞穂市別府

2 事故の概要

令和7年7月23日午前11時頃、市職員が別府地内にて肩掛け草刈機で除草作業をしていた際、小石が跳ね上がり、瑞穂市別府の住宅の駐車場に駐車していた相手方の車両の後方左側の窓ガラスに接触し、当該ガラスが破損したものの。

3 和解の内容

相手方の修繕費38,940円全額を市側が支払うものとする。